

山LP協第 124 号  
令和6年 2月20日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会  
会 長 床西 悟 (印略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に  
関する法律に基づく措置について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知が  
ありましたのでお知らせします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail: info@y-lpgas.jp

全L協保安・業務G5第217号  
令和6年2月16日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する  
法律に基づく措置について (お知らせ)

標記につきまして、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し、適用すべき措置の指定に関する政令が令和6年1月11日付けで公布、施行されました。

それを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条および第四条の期限が延長されておりますのでお知らせいたします。

なお、第三条に係る措置については、今後、告示により定められることから改めてお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係する会員に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 橋本、國坂

## 措置一覧

措置名	適用期間
保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長	告示により定められる
業務主任者の講習（再講習に限る）の期限延長	令和6年4月30日まで
充てん作業者の講習（再講習に限る）の期限延長	令和6年4月30日まで
液化石油ガス設備士の講習（再講習に限る）の期限延長	令和6年4月30日まで
供給設備の点検／消費設備の調査／一般消費者等に対する周知の期限延長	令和6年4月30日まで
認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長	令和6年4月30日まで
充てん事業者の保安検査の期限延長	令和6年4月30日まで
液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長	令和6年4月30日まで
バルク貯槽及びバルク容器の機器の検査期限の延長	令和6年4月30日まで
認定販売事業者の保安確保機器の期限管理	令和6年4月30日まで
充てん作業員指定養成施設の報告	令和6年4月30日まで
液化石油ガス設備士指定養成施設の報告	令和6年4月30日まで
特定液化石油ガス設備工事業の届出	令和6年4月30日まで
検定証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長	告示により定められる

適用地域（災害救助法に基づく地域）

[https://www.bousai.go.jp/pdf/240101\\_kyuujo2.pdf](https://www.bousai.go.jp/pdf/240101_kyuujo2.pdf)

【新潟県】	新潟市（にいがたし）、長岡市（ながおかし）、三条市（さんじょうし）、柏崎市（かしわざきし）、加茂市（かもし）、見附市（みつけし）、燕市（つばめし）、糸魚川市（いといがわし）、妙高市（みょうこうし）、五泉市（ごせんし）、上越市（じょうえつし）、佐渡市（さどし）、南魚沼市（みなみうおぬまし）、三島郡出雲崎町（さんとうぐんいずもぎきまち）
【富山県】	富山市（とやまし）、高岡市（たかおかし）、氷見市（ひみし）、滑川市（なめりかわし）、黒部市（くろべし）、砺波市（となみし）、小矢部市（おやべし）、南砺市（なんとし）、射水市（いみずし）、中新川郡舟橋村（なかにいかわぐんふなはしむら）、中新川郡上市町（なかにいかわぐんかみいちまち）、中新川郡立山町（なかにいかわぐんたてやままち）、下新川郡朝日町（しもにいかわぐんあさひまち）
【石川県】	金沢市（かなざわし）、七尾市（ななおし）、小松市（こまつし）、輪島市（わじまし）、珠洲市（すずし）、加賀市（かがし）、羽咋市（はくいし）かほく市（かほくし）、白山市（はくさんし）、能美市（のみし）、河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち）、河北郡内灘町（かほくぐんうちなだまち）

	羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち）、羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちょう）、鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち）、鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち）、鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちょう）
【福井県】	福井市（ふくいし）、あわらし市（あわらし）、坂井市（さかいし）

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

#### 政令第五号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和六年六月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

#### 附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣

岸田 文雄

総務大臣

松本 剛明

法務大臣

小泉 龍司